

北九州市安全・安心条例

行 動 計 画

(アクションプラン)

(骨子)

平成 2 7 年〇月

北九州市

北九州市安全・安心条例行動計画 目次

第1章 安全・安心条例行動計画策定の考え方	1
第2章 本市の安全・安心の現状	3
第3章 行動計画の目標	10
第4章 行動計画	13
方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進	13
○安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等	
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築	14
○地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）	
○安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）	
方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実	16
○青少年等の非行等からの立直り支援	
○安全・安心に関する相談及び支援体制	
方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信	17
○安全・安心に関する情報の提供	
○安全・安心なまち北九州市の情報発信	
特に配慮すべき対象への安全対策	18
○子どもの安全対策	
○女性の安全対策	
○高齢者の安全対策	
○障害者の安全対策	
□安全・安心条例行動計画体系図	21

第1章 安全・安心条例行動計画策定の考え方

1 策定の背景

安全で安心なまちづくりは、市民の心豊かで快適な暮らしはもとより、「産業振興」「賑わいづくり」「都市イメージ」などに影響を与え、本市の成長を支える重要な課題である。このため、本市が持続可能な都市として今後も発展していくためにも、安全・安心対策の推進は不可欠である。

現在、少子高齢化・情報化社会の進展、大地震や急激な気象変化など自然災害に対する防災・減災意識の高まりなど、社会環境が大きく変化している。

これらの変化に伴い、安全・安心に関する新たな課題が見られるようになっていく。

そこで、市民、地域団体、事業者等（以下「市民等」という。）及び行政が、本市の新たな「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって取り組む契機とし、市民や本市を訪れる人が、「安全・安心を実感することができ、まちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承する」ことを目的とした「北九州市安全・安心条例」（以下「条例」という。）を平成26年7月に施行した。

本条例の実効性を高めるためには、本市の目指す姿を描き、具体的な目標を定め、それに向かってどのような施策を推進していくかを整理したうえで、市が市民等と連携して、着実に取り組みを進めることが必要である。

このため、「北九州市安全・安心条例行動計画」（以下「計画」という。）を策定し、市が市民等と連携して「安全・安心なまちづくり」に向けた施策や取組を総合的、継続的に推進するものである。

2 行動計画の位置づけ

本計画は、条例第25条に基づき、市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として位置づける。

3 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

ただし、本計画はアクションプランとして、事業の進捗状況及び効果を検証した上で、毎年度事業の見直しを行う。

4 推進体制

条例第26条に基づき、本市の安全・安心なまちづくりに関する活動を行う団体等で構成される「北九州市安全・安心推進会議」を設け、当該会議で計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策について意見を聴取しながら、計画の推進を図る。

5 効果検証

- ・安全・安心なまちづくりの目標を定め、条例第28条により、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証する。
- ・検証にあたっては、市の基本構想・基本計画の事業評価を活用して行う。

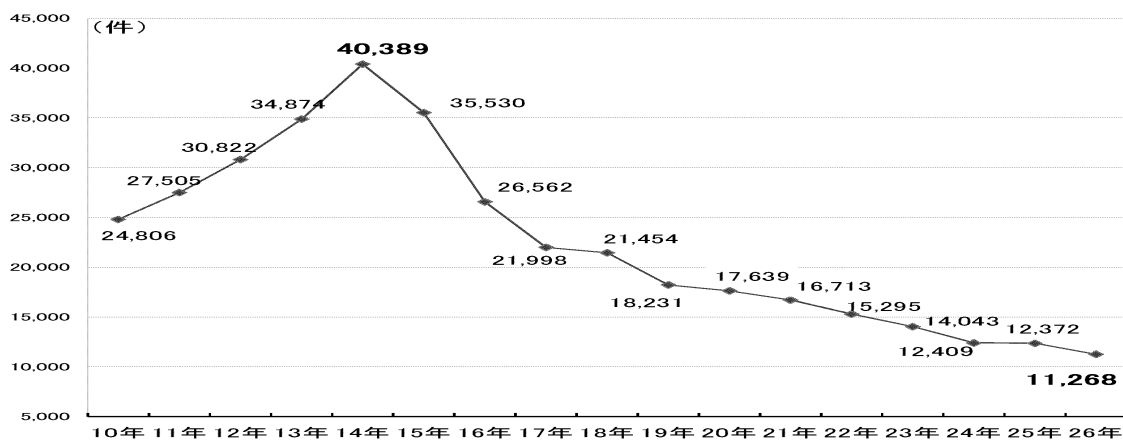
第2章 本市の安全・安心の現状

1 安全・安心に関する本市の現状

本市では、平成16年以来、全小学校区での防犯パトロール結成や小学校の通学路における安全点検の実施など、地域の防犯活動が本格化し、地域、警察、行政が連携して安全・安心なまちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数もピーク時の3分の1以下になるなど大幅に減少した。

また、人口当たりでは、政令市の中で、かつてはワースト3だったが、現在は中位あたりまで改善している。

■北九州市刑法犯認知件数（平成26年は暫定値）



■刑法犯認知件数政令市比較

【平成14年 刑法犯認知件数】		
	市 名	人口10万人あたりの 認知件数(単位：件数)
1	大阪市	4,810
2	福岡市	4,208
3	北九州市	4,013
4	名古屋市	3,746
5	堺市	3,612
6	神戸市	3,369
7	千葉市	3,349
8	広島市	2,783
9	さいたま市	2,777
10	京都市	2,743
11	仙台市	2,712
12	川崎市	2,349
13	札幌市	2,190
14	横浜市	2,062



【平成25年 刑法犯認知件数】		
	市 名	人口10万人あたりの 認知件数(単位：件数)
1	堺市	2,438
2	大阪市	2,355
3	名古屋市	1,732
4	福岡市	1,550
5	千葉市	1,478
6	京都市	1,450
7	岡山市	1,327
8	神戸市	1,303
9	北九州市	1,278
10	さいたま市	1,169
11	札幌市	1,002
12	仙台市	956
13	新潟市	952
14	熊本市	924
15	相模原市	903
16	広島市	884
17	静岡市	863
18	横浜市	819
19	浜松市	785
20	川崎市	778

2 これまでの主な取り組み

(1) 地域における安全・安心の取り組み

地域防犯パトロール

全小学校区で、生活安全パトロール隊^(※)が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り、非行防止などの活動に取り組んでいる。

(H26.7月末現在)

実施団体数	隊員数
183 団体	10,178 人

※「生活安全パトロール隊」…「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域住民の方々が結成している自主防犯組織。

青色防犯パトロール活動

平成17年8月から、生活安全パトロール隊等が、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロール活動を行っている。

また、青色回転灯を装備した市の公用車による市内一円の防犯パトロールや地域のパトロールへの同行も行っている。

(H26.8月末現在)

実施団体数	活動台数
63 団体	144 台

子どもの見守り活動

生活安全パトロール隊、PTA、スクールヘルパー^(※)、自治会、まちづくり協議会、老人クラブなどにより、小学校全校区で、登下校時の見守りや交通安全指導などの活動が行われている。

※「スクールヘルパー」…保護者や地域の方など、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティア。

落書き消去活動

落書き等の軽犯罪は「割れ窓理論^(※)」により、街頭犯罪の発端になると言われている。こうした落書きに対し、地域団体や企業、学校、NPO等が駅周辺や商店街、公園等で、落書き消しに取り組んでいる。

※「割れ窓理論」…アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士によって提唱されたもので、「1枚の割れたガラスを放置すると、いずれ街全体が荒れて、犯罪が増加してしまう」という理論。

まち美化活動

「公園愛護会(※)」による公園の美化活動、「道路サポーター(※)」による道路清掃、自治会、まちづくり協議会、婦人会、老人クラブ等によるまち美化活動など様々なボランティア活動が行われており、犯罪発生を抑止につながっている。

※「公園愛護会」…公園の清掃や除草などの美化活動、公園施設の点検や禁止行為の連絡、公園利用者のマナーづくり、公園樹の簡単な剪定や公園を利用した市民花壇づくり等を行うボランティア団体。

※「道路サポーター」…道路の清掃活動及び道路施設の点検、異常等の通報、花壇の手入れなどの景観美化活動などをボランティアで行う団体。企業や地域団体などが登録している。

(2) 非行防止・立直り支援の取り組み

非行防止活動

平成24年7月に、「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を立ち上げ、「非行防止」「立直り支援」「薬物乱用防止」の3つの対策部会を設け、学校における啓発活動や北九州市少年補導委員等による見守り活動などに取り組んでいる。

(H25年度)

(H26年7～9月)

少年補導委員 による補導回数	全市一斉パトロール 参加者数
3,882回	11,947人

立直り支援

「協力雇用主」が保護観察所等の関係機関・団体と連携の下、犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その更生を支援している。無職者と有職者の再犯率には約4倍の開きがあり、就業が再犯防止につながっている。

(H27、2月現在)

協力雇用主登録数
市内約100社

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立直りを支える取り組みについて理解と協力の輪を広げるため、啓発活動、講演会、学校との連携事業等を行っている。

※参加団体：保護司会、自治会、PTA協議会、少年補導委員、青少年育成会、学校警察連絡協議会 等

青少年の居場所づくり

特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス^(※)により、「セーフティ・センター魚町^(※)」及び「ドロップイン・センター^(※)」を拠点に、街頭パトロール、悩み相談、生活改善指導等が行われている。

※「ガーディアン・エンジェルス」…1979年に、アメリカ・ニューヨークの犯罪多発地域で誕生。「DARE TO CARE（見て見ぬふりをしない）」をモットーに、赤いベレー帽と白いTシャツをトレードマークにストリート犯罪の防止に貢献している。日本でも全国各地で、地域の特性に合わせた活動を行っている。

※「セーフティ・センター魚町」…繁華街における青少年健全育成、まちの環境美化などを目的に青少年からの悩み相談や若者たちとの情報交換の場、パトロール活動の拠点として、魚町銀天街に設置している。

※「ドロップイン・センター」…青少年の立ち直りのためのワンストップ窓口となり、かつ、深夜はいかに伴う様々な危険性から青少年を保護するための青少年支援拠点施設。

(3) 事業者・若者の取り組み

事業者による取り組み

市内の企業等では、タクシーや営業車、配達車による巡回パトロールや見守り活動、警備会社による防犯教室など、それぞれの業務に応じた活動を行っている。

学生による取り組み

市内の大学や専門学校では、自主的に防犯ボランティア活動を行っているゼミやサークルがあり、地域のパトロール活動への参加、子どもの登下校時の見守り活動、地域安全マップづくり、まちの美化活動、防犯啓発活動などを行っている。

地域安全マップづくり

市内小学校では、子どもの安全対策を図るため、実際にまちを観察して、地図を作成する「地域安全マップづくり^(※)」を、学生防犯ボランティアや県警察、地域団体と協働で、実施している。

※「地域安全マップ」…「犯罪が起きにくい場所」と「犯罪が起きやすい場所」を洗い出して地図にしたもので、立正大学文学部社会学科の小宮信夫教授が考案したもの。子どもたちが自分で街歩きをしながら、安全な場所と危険な場所を発見して地図を作る。

(4) 環境整備の取り組み

防犯カメラの設置・運用

各種犯罪の発生抑止を図るとともに、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、市内主要幹線道路沿い及び小倉北区、八幡西区の繁華街に計158台の防犯カメラを設置し、平成25年3月29日より運用を開始している。画像を警察等へ提供し、検挙活動や事案の立件・解決等に活用されている。

(H25年度末現在)

警察等への画像提供件数	検挙・立件・解決等への活用
217件	149件

防犯灯のLED化

市と地元で分担しながら、防犯灯を設置しており、自治会等に対し、設置費や維持管理費の一部を補助している。

平成23年度から10年間を目途にLED照明への転換を図っている。

(H26年度末予定)

全防犯灯数	LED化灯数	LED化率
68,000 灯	35,000 灯	52%

通学路の安全点検

小学校等の通学路の安全を確保するため、学校や教育委員会、警察や道路管理者が連携し、歩道の整備や防護柵の設置、交差点改良等交通安全事業を推進している。

平成24年度、関係機関の合同による通学路の緊急合同点検を実施し、対策が必要な579箇所のうち、平成25年度末で492箇所の対策が完了しており、残りの箇所についても早期完了を目指し、今後も取り組みを行っていくこととしている。

3 本市における安全・安心の課題

(1) 体感治安(※)の悪化

- 暴力団によると思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、平成24年度は、18年ぶりに「防犯、暴追」が市政要望の第1位、平成25、26年度も第2位となっている。

※「体感治安」…統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で漠然と感じる治安の善し悪しに関する感覚。

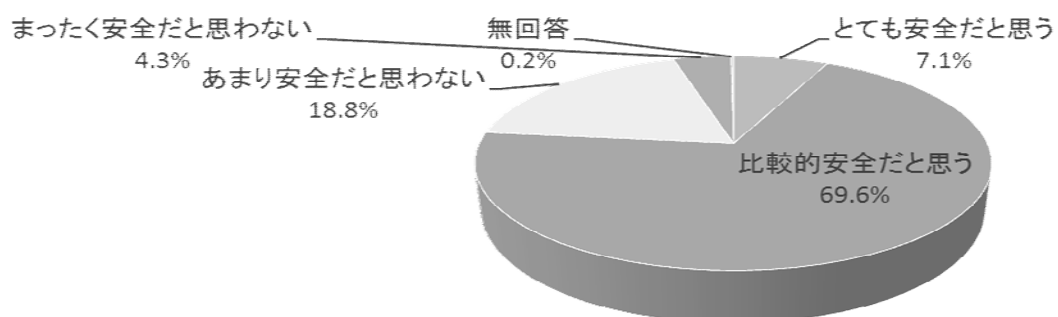
■市政要望

(カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算)

順位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1位	高齢社会対策の推進(1,114)	防犯、暴力追放運動の推進(1,218)	高齢社会対策の推進(953)	高齢社会対策の推進(1,051)
2位	防犯、暴力追放運動の推進(912)	高齢社会対策の推進(918)	防犯、暴力追放運動の推進(852)	防犯、暴力追放運動の推進(832)
3位	医療・衛生管理体制の充実(669)	産業の振興(594)	子育て支援の推進(737)	子育て支援の推進(649)
4位	産業の振興(659)	子育て支援の推進(592)	産業の振興(501)	産業の振興(384)
5位	子育て支援の推進(624)	医療・衛生管理体制の充実(462)	医療・衛生管理体制の充実(472)	医療・衛生管理体制の充実(373)

- 「お住まいの地域は、安全なまち（治安が良い）と思うか」という質問に対し、約25%の市民が「あまり安全だと思わない」もしくは「まったく安全だと思わない」と回答しており、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取り組みが求められる。

■市民アンケート（平成25年度）



(2) 地域活動参加者の固定化・高齢化等

全小学校区で、生活安全パトロール隊が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り、非行防止などの活動が行われているが、参加者の固定化、高齢化が進んでいることや、犯罪発生・危険箇所などに関する情報が市民に浸透していないこと等が課題である。

(3) 青少年の非行等からの立直り支援

本市における少年非行の情勢を見ると、非行者率、再犯者率ともに、全国平均を大きく上回っており、非行防止対策や立直り支援に早急に取り組んでいく必要がある。

■少年非行概況（平成25年）

○少年人口1,000人当たりの非行者率

北九州市：11.0人
福岡県：8.4人
全国平均：5.8人

○再犯者率

北九州市：38.1%
福岡県：35.1%
全国平均：34.3%

(4) 近年多発する犯罪への対応

高齢犯罪者の増加、高齢者をターゲットとした犯罪の多様化、子どもが被害者となる児童虐待、いじめに起因する事件の増加、インターネットを介した犯罪の増加（児童ポルノのまん延やインターネットを通じたトラブル）、女性の生命を脅かすストーカー事件や配偶者からの暴力事案の増加、危険ドラッグの乱用等、近年多発している犯罪への対策が必要である。

(5) 安全・安心に関する新たな課題

大地震や急激な気象変化など自然災害に対する防災・減災意識が高まっており、適正な管理が行われない空き家の増加、ゲリラ豪雨による冠水被害や浸水被害などへの対策など、これまでにないような安全・安心に関する新たな課題への対策が必要である。

(6) 市民と市外在住者等とのイメージギャップ

本市の刑法犯認知件数は大幅に減少しており、これまで地域活動に携わってきた市民にとっては、「北九州市の安全・安心レベルは高く、実際には住みやすいまちだ」という実感がある。しかし、市外在住者や地域コミュニティとのつながりが薄い世代が同様の意識を共有しているとはいえず、実態とイメージに乖離がある。このため、安全・安心に関する情報や取り組みが、市内外に十分に周知されることが必要である。

第3章 行動計画の目標

これまでの現状と課題を踏まえ、本計画を推進することにより目指す姿を描いたうえで、計画の具体的な目標を次の通り定める。

1 目指す姿

**「日本トップクラスの安全なまち」 及び、
「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。**

2 具体的な目標

(1) 日本トップクラスの安全なまち

目標①

刑法犯認知件数 11,000 件 ⇒ 8,000 件以下
政令市 11 位 ⇒ ベスト 3

本市の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時には約4万件であったが、現在は3分の1以下の約1万1千件にまで減少している。

また、人口当たりでは、政令市の中で、かつてはワースト3だったが、現在は中位あたりまで改善している。

この刑法犯認知件数を 8,000 件以下にする。そして、政令市ベスト3の安全なまちを目指す。

目標②

防犯パトロール活動への参加者数
10,000 人 ⇒ 20,000 人以上

安全・安心の確保は、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、そして、市はその市民意識の高揚を図り、安全・安心に関する行動の促進、市民運動の盛り上がりなどに取り組むことが重要である。

防犯パトロール活動の参加者数を2万人以上とすることで、安全なまちづくりへの市民意識の高揚の成果とする。

(2) 誰もが安心を実感できるまち

目標③

「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合

76% ⇒ 90%以上

毎年度行っている市民アンケートの中で、「とても安全だと思う」と「比較的安全だと思う」を合わせた「安全だ(治安がよい)と思う」人の割合は、平成23年度 64.5%、平成24年度 75.5%、平成25年度 76.7%となっている。

安全で安心な都市のイメージづくりには、まず住んでいる市民が安全・安心を実感できたうえで、安全・安心に関する情報や取り組みが市内外に十分に周知されることが必要である。

目標年次までに、「安全だと思う」人の割合を90%以上とし、「誰もが安心を実感できるまち」を目指す。

3 目標年次

平成31年（2019年）

4 施策の方向性

この目標を実現するため、条例の基本理念に掲げる4つの方向性に沿って、今後展開していく施策を推進する。

また、同基本理念に掲げる特に配慮すべき対象者について、それぞれの特性に合わせた施策を推進する。

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

○安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

○地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）

○安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

○青少年等の非行等からの立直り支援

○安全・安心に関する相談・支援体制

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

○安全・安心に関する情報の提供

○安全・安心なまち北九州市の情報発信

特に配慮すべき対象への安全対策

○子どもの安全対策

○女性の安全対策

○高齢者の安全対策

○障害者の安全対策

第4章 行動計画

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

1 基本的な考え方

安全・安心の確保は、一人ひとりが当事者意識を持ち、そして、市はその市民意識の高揚を図り、安全・安心に関する行動の促進、市民運動の盛り上がりなどに取り組むことが重要である。

このため、市民等が正しい知識や情報を自主的に習得し、予防策や対応策について学ぶとともに、自ら市民運動への参加や市・警察等への通報・情報提供に積極的に取り組めるよう、市は、広報や啓発、情報提供、助言等の支援を行う。

2 取り組みの方針と主要施策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

○安全・安心に関する意識の高揚

広報や啓発、セミナー、情報提供等により、防犯、防災及び防火その他の安全・安心に関する意識の高揚を図る。

○安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成

これまであまり地域活動に参加していなかった事業者や大学生等に対し、支援や働きかけを行うことにより、活動の新たな担い手を育てる。

○交通安全の推進

交通安全運動など広報啓発活動や講習会等により、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅、自転車の安全利用その他の交通安全を推進する。

○暴力団の排除の推進

市民等の暴力団排除に関する意識の高揚を図るとともに、自主的な取り組みを支援するなどして、暴力団の排除を推進する。

○迷惑行為の防止の推進

教育・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、市民等が行う取り組みを支援するなどして、迷惑行為の防止を推進する。

○消費生活に関する安全・安心の推進

知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を推進する。

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

1 基本的な考え方

「安全・安心な環境の構築」は、安全・安心を支える良好な地域社会の形成（ソフト面）と、安全・安心に配慮した環境整備（ハード面）を両輪に行うことが効果的である。

地域住民のきずなや助け合いなど、安全・安心を支える良好な地域社会をつくるため、市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取り組みを支援するなどして、地域における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を促進する。

また、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うことはもとより、市民等にも安全・安心に配慮した環境の整備の浸透を図るため、広報、啓発等を積極的に行う。

2 取り組みの方針と主要施策

- (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）
- (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

【主な施策】

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面）

○地域活動の推進

安全・安心に関する地域活動の効果を上げるための知識（犯罪機会論[※]、割れ窓理論、ホットスポットパトロール[※]等）や情報の提供、教室や講座の開催、パトロール活動等に対する支援により、地域における安全・安心に関する活動の促進を図る。

※「犯罪機会論」…犯罪の発生要因は発生した環境（場所）にあるとし、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止するという考え方。

※「ホットスポットパトロール」…犯罪の起きやすい場所を重点的にパトロールする、「犯罪機会論」を応用した防犯手法。犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることから、犯罪抑止に大きな効果があるパトロールとして世界的に注目されている。

○地域の防災力の強化

市民の防災・防火意識の高揚を図り、地域防災の新たな担い手の育成を推進するとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

○子どもの見守り活動の推進

保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策を行うことなどにより、子どもの見守り活動を推進する。

○青少年の非行等を生まない環境の構築

規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用の防止、いじめの防止等のための対策により、青少年の健全育成を推進する。

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）

○安全・安心に配慮した環境の構築

道路や公園、学校などの公共施設において、犯罪や事故、災害等を起こりにくくするような視点やバリアフリーの視点等による整備・管理を進めるとともに、市民等にも、防犯カメラなど安全・安心に配慮した環境整備の浸透を図る。

○通学路等の安全確保

「文」マークの表示や防犯灯、歩道の整備、交差点改良等により、通学路の安全対策を推進する。

○空き家及び空き地の適正管理

倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助すること等により、市民の安全で安心な居住環境の形成を図る。

○風水害対策の推進

浸水被害を抑制する河川改修及び下水道整備を推進するとともに、激しい降雨により冠水が心配されるアンダーパス(※)の安全対策を進めることにより、風水害対策を推進する。

※「アンダーパス」…鉄道や道路との交差部を立体交差するため、掘り下げ、くぐり抜ける方式とした道路。

○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

大規模な地震等に備え、災害時に地域住民の避難所となる学校施設等公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時に緊急物資等を輸送するための耐震岸壁や道路、橋梁等の耐震化及び長寿命化、上下水道の耐震化を進める。

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制の充実

1 基本的な考え方

安全・安心を実感するには、リスク回避（未然防止）に加え、リカバリー（復旧）として、相談窓口の充実や発生後の支援体制が整備されていることが重要である。

市は、関係機関と連携し、青少年等の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実を図る。

また、市民等の安全・安心を脅かす事態の発生を防ぐとともに、事態が発生した場合に備え、その対応を図るための体制、犯罪等による被害を受けた方等への支援体制、相談体制を整備する。

さらに、相談者が分かりやすく利用しやすい窓口をつくり、十分な周知を図るとともに、市民等が安全・安心に関する通報や情報提供を行いやすい仕組みをつくる。

2 取り組みの方針と主要施策

- (1) 青少年等の非行等からの立直り支援
- (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

【主な施策】

(1) 青少年等の非行等からの立直り支援

○非行等からの立直り支援の推進

関係機関と連携した非行相談や学校における問題行動への対応、非行歴を有する青少年無職者の就労支援などにより、青少年の非行等からの立直り支援を推進する。

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

○安全・安心相談窓口の充実

快適な生活環境の確保や交通事故、民事介入暴力被害、消費者トラブル、児童虐待等、安全・安心に関する相談窓口の充実を図ることにより、解決支援を推進する。

○犯罪被害者等の支援体制の充実

国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行うことにより、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。

○安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

消防体制や救急医療体制、健康危機管理体制、災害発生時の防災体制等を強化することにより、被害の予防・拡大防止対策を図る。

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

１ 基本的な考え方

安全で安心な都市のイメージづくりには、安全・安心に関する情報や取り組みが、市内外に十分に周知されることが必要である。併せて、本市の様々な魅力を発信することが有効である。

このため、市民等の意識の高揚や主体的な行動、安全・安心に関する活動の活発化を図るため、市は、安全・安心に関する情報の提供を行う仕組みをつくる。

また、市民等が行う安全・安心なまちづくりに関する取り組み等について情報発信を行うことにより、市民意識が高まり、地域の活動を活発化させ、またその取り組み等が市内外に発信されることで、本市のイメージ向上につなげていく。

２ 取り組みの方針と主要施策

- (１) 安全・安心に関する情報の提供
- (２) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

【主な施策】

(１) 安全・安心に関する情報の提供

○安全・安心に関する情報の提供

ホームページや、避難地案内板の更新、全庁GISの構築、外国人市民向けの防災啓発などにより、市民に情報提供を行う仕組みづくりを推進する。

(２) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

○都市のイメージアップに資する情報の発信

映画、テレビドラマ、CMなどのロケを誘致するとともに、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等のマスメディアを通じて本市をPRすることにより、都市イメージの向上、地域経済の活性化を図る。

○「北九州市安全・安心条例」の普及・啓発活動の推進

条例の制定趣旨・目的等について理解を深めるための普及・啓発活動を推進することにより、市・市民・事業者・地域団体等が本市の新たな「安全・安心まちづくり」を共に考え、一丸となって取り組むことを目指す。

特に配慮すべき対象への安全対策（すべて再掲）

子ども、女性、高齢者及び障害者は、「犯罪における弱者」と言われ、それぞれを対象とした犯罪等の特性に配慮した取り組みが必要である。

1 子どもの安全対策

インターネットを媒介とした犯罪、連れ去り事件、いじめや虐待の増加、登下校の児童の列に車が衝突する重大事故が多発するなど、子どもを取り巻く安全・安心環境は依然厳しいものがある。本市の将来を担う子どもたちが、安全・安心で健やかに育っていくため、総合的な取り組みが重要である。

【主な施策】

○子どもの見守り活動の推進

保護者や地域の方をスクールヘルパーとして学校に配置し、通学路における安全対策を行うことなどにより、子どもの見守り活動を推進する。

○青少年の非行等を生まない環境の構築

規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用の防止、いじめの防止等のための対策により、青少年の健全育成を推進する。

○通学路等の安全確保

「文」マークの表示や防犯灯、歩道の整備、交差点改良等により、通学路の安全対策を推進する。

○非行等からの立直り支援の推進

関係機関と連携した非行相談や学校における問題行動への対応、非行歴を有する青少年無職者の就労支援などにより、青少年の非行等からの立直り支援を推進する。

2 女性の安全対策

ストーカー事件やDV、性犯罪、ひったくりなど、女性が被害者となる犯罪が多発している。女性が事件事故に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせるよう、被害防止に向けての取り組み強化及び被害を受けた方等への支援体制・相談体制の整備が重要である。

【主な施策】

○安全・安心に関する意識の高揚

広報や啓発、セミナー、情報提供等により、防犯、防災及び防火その他の安全・安心に関する意識の高揚を図る。

○犯罪被害者等の支援体制の充実

国、県内の関係部署や団体との情報交換や連携強化を行うことにより、本市における犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。

3 高齢者の安全対策

高齢者が、交通事故や消費者トラブル等の被害者となるケースが増加している。本市の高齢化率は、政令指定都市の中で最も高いこともあって、高齢者の事件・事故等の防止に向けて、さらに取り組みの強化が重要である。

【主な施策】

○交通安全の推進

交通安全運動など広報啓発活動や講習会等により、高齢者の交通事故の防止その他の交通安全を推進する。

○消費生活に関する安全・安心の推進

知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るとともに、情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を推進する。

○地域の防災力の強化

市民の防災・防火意識の高揚を図るとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

4 障害者の安全対策

障害のある方々は、安全・安心に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また不安感も強いことから、障害のある人の気持ちに配慮した施策の推進が重要である。

【主な施策】

○地域の防災力の強化

市民の防災・防火意識の高揚を図るとともに、自助・共助による避難支援の仕組みづくりや避難所における福祉的配慮等により、地域防災力の強化を図る。

○安全・安心に配慮した環境の構築

道路や公園、学校などの公共施設において、犯罪や事故、災害等を起こりにくくするような視点やバリアフリーの視点等による整備・管理を進めるとともに、市民等にも、防犯カメラなど安全・安心に配慮した環境整備の浸透を図る。